

# 区画整理反対ニュース

羽村駅西口区画整理反対の会 2016 (H28) 6. 30 No.223

山下一夫 羽東 1

羽賀 慧 羽東 2

## 区画整理を前提にした「地区計画案」に反対 環境を守るために 意見書を書こう！

### 一寄せられた御意見一

- ・容積率を上げずに緑の多い今の環境を守るべき。
- ・この地域は玉川上水に続く、閑静な住宅地。「商業地域」が広すぎる。
- ・駅前商業地域の建物は高さ制限がなく、近隣商業地域は、高さ 21m まで可能という計画。日照や騒音等で住環境が大きく変わってしまう。
- ・換地先が現在の用途地域より容積率が上がった所になれば固定資産税が上がるし、下がったところに行けば今の建物が建たない。区画整理を止めるべきだ。
- ・「緑豊かでうるおいのあるまちなみ形成を目指す」とあるが、多くの庭を減歩で削り、巨大な 3・4・12 号線等で地域の約 30% を道路にする区画整理と矛盾する。
- ・「良好な住環境にする」というが、区画整理が街の特性や景観・環境を破壊する。
- ・区画整理で減歩しておきながら、生け垣にしるとか、民法上では 50cm だが、隣地から 70cm 離せ、また危険だから道路から 1m 離して建てろとは、おかしい話だ。
- ・羽村駅東口や小作駅の東や西口の「地区計画」を先にすべきだ。

### 「地区計画の原案」説明会 ー6月15日～17日 行われましたー

反対の会に多く寄せられた声は、「この図面に反対・区画整理に反対なので説明会には出席しない」というものでした。

権利者の出席者は非常に少なかった。本町会館約 20 名、川崎会館約 15 名、市役所約 7 名。



**川崎 4**：羽村市ならではの街並みがある。役所の人にはそれを認識しながら道路造りを考えて欲しい。住民あっての道路。道路があって住民があるのではない。

また、16 条に基づいて等というが、条例が先にあるのではない。舛添さんの問題も法律には触れないが、人間として通らない。

市民の命と財産を守り、みんなが納得いくようにすることが市の皆さんのお仕事ではないでしょうか？



**羽東 2** : 学校とか道路の緑は区画整理しなくても担保できる。区画整理は、お金や土地を取る。土地を取られたら緑を植えることは出来なくなる。緑は担保できない。地区計画で言っていることと矛盾している。  
「地区計画」で、道路が出来たところから新しい容積率を使うと言ったが、市は土地の価格を上げ、税金の取れる地域にしたがっている。私は住むだけで売るわけではない、この環境を守りたい。



**川崎 4** : 区画整理をやることによって、すごいストレスがかかる。病気になって死ぬのではないかと思うくらい。  
区画整理をドンドン進めて行くと高齢化社会ということもあって、ストレスによって人口が減っていくと思う。そのことを市長や職員はどのように考えているのですか？



**川崎地区** : 何処か1軒の人が動くのいやだと言ったら、当然いると思うが、道路はできないでしょ。道路が出来なかつたら区画整理はできない。

**池田課長** : そのような事がないよう皆さんに協議させてもらいながら順次移転してもらおう。先にチョット移転して頂いて、その間に道路を造ることもある。



**川崎地区** : そんなことおかしいでしょ。日本は民主主義の国なんだから。



**羽東 1** : 私の所は今、鳥が訪れる緑の1種低層地域だが中高層に変わっている。「用途地域」は誰が、どのような手順と基準で決めたのか！！



**羽東 2** : 資料に現在の容積率や条文の説明が書いてないので、よく判らない。不親切。

## 意見書提出について (ご家族が書く場合、地権者名を添えましょう)

### 1、反対の会経由で市へ提出する方

下記ポストに7月10日(日)までに投函又はF a Xをして下さい

.....

FaXの方 神屋敷和子 fax 042-555-4132 山崎陽一 fax 042-555-5098

### 2、直接、羽村市へ提出する場合

- ・直接持って行く方 : 市役所都市計画課都市計画係(様式は問わないとのことです)
- ・郵送は 〒205-8601 (市役所の住所は不要とのことです。7月11日(月)消印有効)  
(出来ましたら反対の会にコピー、または提出したことをご連絡ください)

# 「まちなみ第48号」を読んで・・・

## P2の 4地区の工事や建物等の立会調査 について

### 「住民合意のない区画整理には協力しません」と拒否しましょう！

ある地権者が「私の換地は認めない。絶対動かない！」と言ったら、市の職員が「動きますよ。お金（補償金）で」と言った。あまりにも住民を馬鹿にしていると憤慨。

**住民合意のない区画整理を強行することは、補償額の問題ではない。**

- 1, 多くの場合、換地が反対している人の土地の上に重なる。今まで、仲良く暮らしてきた住民に「どきなさい」と圧力を掛け、苦しめ合うことになる。
- 2, 区画整理後、道路率が約30%になり、必要以上に広い幹線道路が地域を分断。庭や畑の少ない、潤いのないアスファルトの地域で未来永劫 みらいえいごう 暮らすことになる。

【東京都建設局の平成21年現況調査書で、東京の区部の道路率が16.2%。ニューヨーク 23.2%、パリ 20.0%、ロンドン 16.6%です(平成11年調査)。】

### 本年、3月市議会で、こんなやりとりがありました。

山崎：マンション1棟と住んでいる15世帯の移転補償費、移転補償対象期間は？

市：権利者交渉や家賃補償はこれからなので、なるべく資料提供は避けたい。  
でないと、さまざまな契約交渉の中でそれが使われてしまう。

#### 反対の会コメント

市が進める個別の補償交渉では、市にとって都合の悪いことは教えません。

- ①個別での市とのやりとりでは、早く進めたい市の都合で誘導されてしまいます。色々な情報を得て、詳しい第3者を入れて対応しましょう！
- ②区画整理は複雑・難解。住民は素人のため、後で気づくことや後で問題が発生することが多いものです。後で、言った言わないのやりとりでは、住民は弱い立場となります。市が述べたことを箇条書き等にして、市長への手紙や質問書で確認の回答をもらいましょう。書面やテープで残すことが大切です。

## P3の 東小校庭内の遊具等の移設後の状況 について

Ⓢ 遊具が新しくなったことばかり宣伝しているが、それは区画整理とは関係ない。工事で校庭が狭くなったし、大切な樹木が伐採され、運動会で日陰がなく、見学が辛かった。住民のことなど考えず、自分たちの都合ばかりで書いている。

## **P4の 裁判の状況 について**

「投票効力無効取消等請求事件」とは、被告:羽村市(代表 市長 並木 心)

- ・原告は、平成26年の第3期審議会選挙で、予備委員の得票を得ましたが、市は書面や手数料の提出がないとして無効としたため提訴したものです。
- ・原告は立候補届等を提出。他に求められた「犯罪歴がないことを証明する書類」については、本人による取得不可能なものでした。他の立候補者は市役所の担当課に取りに行きましたが、入手出来ませんでした。
- ・手数料については、「施行規程」に「事業に要する費用は・・・施行者が負担する」とあり、これまでの2回の審議会選挙では立候補者に請求はありませんでした。
- ・突然の不可解な要求の変更理由を求めても、納得し得る説明のないまま強行。また、不備と判断したなら、原告及び投票者に投票前に掲示するなど、知らせるべきですが、それもせず、5票の貴重な投票権を市は無効としました。

**西口区画整理は、個人の方々から複数裁判が起こされています。**

## **P4の ◆ご注意とお願い「市からの情報でない誤った情報による相談を受けている・・・」について**

- ⊙ どのような情報で、何処がどう間違っているのかを説明する必要があります。
- ⊙ 情報開示請求をしても、ほとんど黒塗りで判らない。市が、まともな説明もせず、個別交渉で秘密裏に進めている事の方が要注意。
- ⊙ 「市が言うことだけ聞いてればいいのだ！」という傲慢な姿勢を感じる。

### **◆反対の会から、ご注意**

- \* 補償交渉等で羽村市の職員と一緒に訪れる人は、高額な委託料や粗暴な言動が市議会や審議会でも問題になっている東京都の天下り団体「公益財団法人・東京都都市づくり公社」という委託業者の人です。東京都の職員ではありません。

### **「事業計画変更決定取り消し裁判」のお知らせ**

第6回口頭弁論 7月8日(金) 11時30分～ 約10分 東京地裁 522法廷  
どなたでも傍聴できます \*3人の弁護士さんとお話出来ます。

一緒に行かれる方は、9時に羽村駅改札口集合です。今回は、換地の不照応等について主張します。皆さんご自身の換地や他の換地見て、疑問に思うことをお寄せ下さい。

反対の会は、いかなる政党にも所属せず超党派で活動する住民の会です。ニュース等の活動資金は皆さんの会費(年・一口1000円)やカンパで運営されています。

郵便振替：口座番号 00140-1-685549 加入者名 羽村駅西口区画整理反対の会

